



広報 ところざわ 号外 衆院総選挙

10.28

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
ホームページアドレス
http://www.city.tokorozawa.saitama.jp
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834



平成15年度
明るい選挙啓発ポスター
埼玉県入賞(入選)作品



▲牛沼小学校5年 佐藤 歩さん

衆議院議員総選挙

投票日は11月9日(日)です

● 公示：10月28日(火)

11月9日(日)は、解散による「衆議院議員総選挙」の投票日です。

この選挙は、今後の国政を担う人を決める大切な選挙です。私たち一人ひとりの貴重な一票を大切に、みんなで参加して明るい選挙を実現しましょう！
この号外では、今回の衆議院議員総選挙についてお知らせします。

※問い合わせ 所沢市選挙管理委員会事務局 (☎998-9259・FAX998-9042)

選挙の種類と投票用紙

今回の選挙では、次の3種類の投票が行われます。

■衆議院小選挙区選出議員選挙
所沢市・大井町・三芳町が埼玉県第8区となり、1人の議員を選出します。

投票用紙は、オレンジ色の用紙に

黒色インクの印刷です。

■衆議院比例代表選出議員選挙

全国11の選挙区ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選出します。埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県が北関東選挙区となり、20人の議員を選出します。

投票用紙は、あさぎ色の用紙に赤色インクの印刷です。

■最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官国民審査法に基づき、衆議院議員総選挙の投票日に行われます。

投票用紙は、白色の用紙に黒色インクの印刷です。

投票方法

投票箱は3つあります。間違えないように投票してください。

まず、小選挙区選挙の投票用紙を交付しますので、候補者氏名を書いて投票してください。

次に、比例代表と国民審査の投票用紙(各1枚)を同時に交付します。

比例代表は、政党名などを書いて投票してください。国民審査の投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されていますので、次のように投票してください。

①辞めさせたほうがよいと思う裁判

官については、その氏名の上の欄にXを書いてください。

②辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、なにも書かないでください。

③投票用紙を受け取った後に投票したくない場合は、投票用紙を投票箱に入れず、係員にお返しください。投票用紙を持ち帰ることは法令に違反します。

投票できる方

次の2つの要件を備えていて、所沢市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

■年齢要件 昭和58年11月10日までに生まれた方

■住所要件 平成15年7月27日までに転入の届け出をして、引き続き所沢市の住民基本台帳に記載されている方

転出された方

平成15年7月9日以降に転出した方には、転出先へお知らせのしがきを送付します。転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない限り所沢市で投票できますので、次のいずれかの方法で投票してください。

①投票日当日、送付されたしがきをお持ちになり、所沢市の指定の投票所で投票してください。

②公示日から投票日前日までの間に送付されたしがきをお持ちになり、所沢市の不在者投票所で投票してください。

③しがきの裏面に掲載している『滞在地で投票する場合』でも投票できますが、郵送に日数がかかりますので、お早めに請求してください。請求は公示日以前から受け付けます。

転入された方

平成15年7月28日以降に所沢市へ転入の届け出をされた方は、まだ所沢市の選挙人名簿には登録されてい

投票所整理券は、
10月28日(火)ごろ
にお届けする
予定です。

市内転居された方

平成15年10月15日までに所沢市内で転居の届け出をした方は、新しい住所地の投票所で投票できます。

平成15年10月16日以降に所沢市内で転居の届け出をした方は、前住所地の投票所で投票してください。

投票所整理券

二つ折りのしがきで郵送します。開封した内側に、ご家族4人までを記載しています。なお、ご家族が5人以上の世帯には、2枚以上のはしがきが届きます。投票にお出かけになる前に切り離し、名前をよく確かめ、ご自分の整理券を投票所にお持ちください。

この整理券は、投票所などのお知らせや投票が円滑に行えるようにするためのものです。整理券に記載されている投票所(所在地の略図を参照してください)以外では投票できませんのでご注意ください。

整理券が届かなかったり、なくしたりした場合は、投票日または不在者投票にお出かけの際、係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば再発行します。

平成15年度
 明るい選挙啓発ポスター
 埼玉県入賞（佳作）作品



▲北中小学校5年 矢吹 蓉さん

投・開票速報は インターネットで!

●所沢市のホームページアドレス
<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

◎投・開票速報は携帯電話（iモード、EZウェブ、Jスカイ）でもご覧いただけます。

- 投票日に仕事を予定の場合
- レジャーや買い物等、私用のためご自分の投票区の区外へお出かけ、または滞在中の場合
- 病気、けが、出産などにより、歩くことが困難な場合等

不在者投票

投票日当日、次のような理由で投票所に行けない見込みの場合は、不在者投票ができます。

また、以上の各紙を宅配購読されていない世帯には郵送します。



不在者投票の方法

①不在者投票所で投票する場合
 郵送された投票所整理券をお持ちになり、備え付けの不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入のうえ、投票してください。

不在者投票の会場と期間は、次のとおりです。選挙の種類や会場により期間や時間が異なりますので、ご注意ください。

- 市役所1階・市民ギャラリー 10月28日(火)～11月8日(土) 午前8時30分～午後8時
- 所沢駅東口臨時不在者投票所（第2市民ギャラリー／下図参照） 11月2日(日)～7日(金) 午前9時30分～午後7時
- ◎国民審査は、11月2日(日)からの受け付けとなります。
- ②滞在地で投票する場合
 市外の滞在が長期に渡る場合は、

■所沢駅東口臨時不在者投票所案内図



【所在地】くすのき台3-18-1

③指定施設に入院・入所している方が投票する場合
 院長や園長に申し出て、その施設内で投票することができます。所沢市内では、次の施設に入院・入所している方が投票できます。

【病院】

- ▼所沢中央病院
- ▼国立西埼玉中央病院
- ▼市民医療センター
- ▼瀬戸病院
- ▼防衛医科大学校病院
- ▼吉川病院
- ▼所沢第一病院
- ▼所沢リハビリテーションセンター

投票所に入入りできる方について

投票所については、秩序保持のために投票所に入入りできる方の制限が法で定められています。

投票所の入口には、投票所に入入りできる方として「①選挙人②投票所の事務に従事する方③投票所を監視する職権を有する方④警察官⑤幼児その他投票管理者が認めた方」と記載されたものが掲示されています。

幼児は、一般的に未就学児にあたりますが、「記載台の上に顔が出ない程度」をひとつの目安として、選挙人が同伴し投票所内に入入りすることが認められています。

なお、それより少し大きい子どもについては、投票所の出入口付近で待機していただくようお願いしたり、不在者投票所では椅子を設置していますので、座ってお待ちいただいたりしています。これは「投票の秘密」を確保しなければならないからです。

記載台から顔が出るくらいの子どものと一緒に投票所に行く場合は、記載台の所まで連れ添うことは出来ませんが、投票所内の係員がお願いする場所で中のような様子を見学することは差し支えないので、申し出てください。



平成15年度
 明るい選挙啓発ポスター
 埼玉県入賞（佳作）作品



▲安松中学校1年 平野美紗貴さん

衆議院議員総選挙 前回の投票率（所沢市）

平成12年6月25日執行

